

目黒区環境基本計画の改定の進め方について

1 改定の趣旨

目黒区環境基本計画は、目黒区環境基本条例（平成12年目黒区条例第68号）第8条の規定に基づき、環境に関する長期目標、その実現に向けた施策の方向、計画推進の仕組み等を定めた目黒区基本計画の補助計画である。

平成24年3月に改定した目黒区環境基本計画（以下「現計画」という。）では、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とし、計画の進捗状況や区を取り巻く社会経済状況の変化に合わせ、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしている。

現計画策定以降、国、都及び区では以下の動きが見られたことから、状況変化に柔軟かつ的確に対応していくため、現計画を改定するものとする。

（1）国の動き

ア 生物多様性の保全

平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012－2020では、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組みの推進が地方自治体の役割として位置づけられるとともに、基本戦略の一つに「生物多様性を社会に浸透させる」ことが掲げられた。

イ エネルギー政策

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を踏まえ、中長期のエネルギー需給構造を視野に入れたエネルギー基本計画が平成26年4月に策定され、平成27年7月には長期エネルギー需給見通しが決定された。

ウ 地球温暖化対策

2020年以降の温室効果ガス排出削減の新たな枠組み構築のため、平成27年11月～12月にCOP21がフランスのパリで開催される。COP21に向けた草案として、日本の温室効果ガス削減目標を「2030年度に2013年度比で26%削減する」ことが平成27年7月の地球温暖化対策推進本部で決定された。

（2）都の動き

平成26年12月に策定された東京都長期ビジョンでは、環境分野の政策指針として「スマートエネルギー都市の創造」、「水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現」が示された。平成27年4月には東京都知事から東京都環境審議会に対し、東京都環境基本計画改定の諮問が行われ、気候変動・エネルギーや資源循環等の施策展開の検討が行われている。

（3）区の動き

目黒区生物多様性地域戦略及び目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）等を平成26年3月に策定するとともに、目黒区一般廃棄物処理基本計画及び目黒区みどりの基本計画は、平成28年度を初年度とする新たな計画の策定に向け、現在改定作業中である。

2 改定計画の期間

計画期間は平成29年度を初年度とし、平成38年度までの10年間とする。ただし、社会状況の変化等により、概ね5年程度で見直しを行う。

3 改定の進め方

(1) 目黒区環境審議会への諮問及び専門委員会の設置

目黒区環境基本条例第22条第2項の規定に基づき、目黒区環境審議会に計画改定の諮問を行う。

また、今回の計画改定で専門的知識を要する事項については、目黒区環境審議会に専門委員会を設置して検討する。

(2) 現計画の検証及び課題整理

各重点プロジェクトや指標等の達成状況を整理・確認するとともに、環境に関するアンケート調査等で得られた結果を分析し、課題の抽出を行う。

(3) 区民等の意見反映

環境基本計画改定素案の段階で、目黒区パブリックコメント手続き要綱及び要領に基づき、区民等から意見を求めることとする。

4 今後のスケジュール（予定）

平成27年11月4日	環境審議会へ諮問
11月以降	環境審議会専門委員会の設置
平成28年9月頃	環境審議会から答申
12月頃	環境基本計画改定素案に対するパブリックコメント実施
平成29年3月	環境基本計画改定

以 上